

令和6年第4回定例会文教福祉委員会会議録

令和6年12月16日

午前10時00分～午後0時6分

全員協議会室

出席者	山村 尚 委員長	後藤 光秀 副委員長
	伊藤 悦子 委員	久米原孝子 委員
	山崎 孝一 委員	椎塚 俊裕 委員
	杉野 五郎 委員	大野誠一郎 委員

執行部説明員	教 育 長 大古 輝夫	福 祉 部 長 荒瀬 由美
	健康スポーツ部長 足立 典生	教 育 部 長 中村 兼次
	福 祉 部 次 長 藤ヶ崎 聡	健康スポーツ部次長 佐々木英一
	教育委員会事務局次長 大堀 敏雄	福 祉 総 務 課 長 飯田 啓司
	こども家庭課長 蔭山 大三	保 育 課 長 海老原雅男
	障がい福祉課長 篠塚 寿也	こども発達センター長 唯根 敦美
	保 護 課 長 山崎 正尚	健康増進課長 大久保雅人
	医療対策課長 飯倉 基彰	介護保険課長 重田 正光
	保険年金課長 沼尻 正宏	スポーツ推進課長 昇 一信
	教育総務課長 名島 正博	文化・生涯学習課長 松崎 竜弥
	指 導 課 長 千葉 幸子	教育センター所長 熊澤つむぎ
	学校給食センター所長 岩井 務	スポーツ推進課長補佐 木村 敦（書記）

事務局 主 査 近野 英樹

議 題

- 令和6年請願第4号 龍ヶ崎市立小中学校の学校給食費無償化を求める請願書
- 議案第3号 龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 龍ヶ崎市さんさん館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 龍ヶ崎市駅前こどもステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 龍ヶ崎市保健センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 龍ヶ崎市立図書館に係る指定管理者の指定について
- 議案第10号 龍ヶ崎市総合体育館（たつのこアリーナ）外16施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第13号 令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）

議案第14号 令和6年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第15号 令和6年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第16号 令和6年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）
議案第17号 令和6年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）

○山村委員長

開会に先立ちまして委員の皆様に申し上げます。

本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔傍聴者 入室〕

○山村委員長

ここで傍聴者に一言申し上げます。会議中にご静粛をお願いいたします。また、試行的な取組としまして、ユーチューブでのライブ配信を行っております。このため、発言される際は、マイクに向かってはっきりと発言くださいますようお願いいたします。

それでは、ただいまより、文教福祉委員会を開会いたします。本日、ご審議いただく案件は、今期定例会において当委員会に付託されました令和6年請願第4号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第13号の所管事項、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、報告第2号、の15案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけではございますが、発言は簡潔明瞭に、質疑は一問一答でお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。それでは、議案の審査に入ります。

はじめに、請願の審査に入ります。本日は令和6年請願第4号の提出者にお越しいただいておりますので、令和6年請願第4号の審査から行います。

令和6年請願第4号「龍ヶ崎市立小中学校の学校給食費無償化を求める請願書」の審査についてです。

事務局に請願書を読み上げさせます。

〔事務局 請願書読み上げ〕

○山村委員長

この後、休憩中に文教福祉委員会協議会を開会いたします。

〔休憩〕

○山村委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。それでは、各委員からご意見等がありましたらお願いいたします。椎塚委員。

○椎塚委員

この請願に対して、もちろん反対するつもりではないんですけども、必ず、積極的に賛成でもないということで、ちょっと説明をさせていただきます。

財政状況的にはもちろん皆さん勉強されていると思いますけれども、令和5年度の経常収支比率が92.9%、ここ近年では、やはり人件費の高騰による職員の人件費が膨れ上がっております。

そしてもう1つは今年度の食材費に関して、6月、9月、今回また出てますが、3月もまた補正予算を組まれます。これが年間で5600万。この部分はもちろん市民の方の負担、もうこんなに伸びるというのは、コメと牛乳が非常に値上がりしていることがあります。来年度に関しては、担当課から聞いたところ6500万円程度増の見込みであります。

それに加えていくということは、プラス6500万、3億5000万ぐらい。この費用が来年から始めれば、毎年毎年計上していくということになりますので、その予算を運営していくっていう余裕が今現時点で龍ヶ崎市にあるかどうか、財政が耐えられるかどうかについて、なかなか早急にというのは難しい部分ではありますが、これは執行部にがんばってもらえないんですけども、そういう事情も踏まえまして、何かこういう言い方していると簡単に聞こえちゃうんですが、賛成ではありませんけども、ちょっと積極的には賛成ではないという条件付という形になるんですよ。

そういう部分で、賛成というふうで、はい。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

私は賛成の立場でお話ししたいと思います。今の経済状況の中で、物価が非常に高騰が続いています。また、そういった中で、本当に生活が苦しくなっています。学校給食費は義務教育であって、義務教育費は憲法で無償となっています。何よりも今、無償にしてという声は大きくなっています。そのようななかで、皆さんが提出したもの、こちらで精査して少なくなっていますが、3150筆あったということなんですけれども、国の言うことを待っていては、いつになったら無償になるのか、軽減されるのかってことは本当にわからない。自治体の仕事は市民福祉の向上になるってということだと思います。

この無償化の事業は、子育て支援として大きな政策であると私は考えています。去年のコロナ禍での無償は、先ほどもお話ありましたが非常に喜ばれていました。何よりもお金の心配をすることなく、給食を食べられることは、子育て支援の重要な施策であるというふうに考えています。

小・中学校の給食の無償化は全国で広がっています。去年の9月1日現在で、文科省の調査で非常に広がっているということもありました。県内では17市町で実施がされており、中学校のみでも4つの市や町、当市では現在第3子は無償なんですけれども、保護者の方は全児童・生徒への無償化を求めています。この署名の通りです。

予算の件のお話もありますというけれども、どの自治体でも予算の1%ってことなんですよね。私も以前ちょっと質問したことがあったのですけれども、6月議会の中で出した予算の0.9%だったと思います。子育て支援を進めるっていうところでは、この事業をしっかりと進めていきたいなっているところをすごく強く感じているところです。

財政問題については市が国とか県へ、市町村全体で今要望していると言っていますけれども、それを待っていたのでは実現できないことですし、その要望を強化するためにも、市独自でそういう行動もやっていただきたいということですね。

この無償化、私はこの請願に賛成します。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

請願の内容もよく読ませていただいて今日は代表者になっている方もお見えになっていて、先ほど切実な思いも聞かせていただけたのはよかったなと思います。給食費無償になるのは誰でも願うところではあると思うのですけれども、やはりこれを進めるためには、しっかり考えなきゃいけないことがあります。その点も含めて私の意見と考えを述べさせていただきたいと思います。

まず、この請願文書の中の文章で、ちょっとなあというところが何点かありました。下の方なんですけど、どの自治体でも予算の1%で実現できるので、自治体の姿勢が問われると。そういった点は自治体の予算の使い方については、本当に努力をされておりますので、この言い回しはどうかかなって思うところと、日本国憲法では義務教育は無償化、授業料、教科書となっています。学校給食費については、学校給食法で保護者負担とされています。給食費は値上げをしないように、賄い費、食材に関しては補助をしながら、質を落とさないように龍ヶ崎は本当に努力をされていると思っております。

これを実際に今後進めていく、無償化を進めていくためには課題もたくさん見えないところで、私はあるなって感じております。例えばですけれども、アレルギー体質のお子さんなんかはお弁当

持参の方もいらっしゃると思います。そういった子、お子さんたちへの対応はどうするのか。

また、他市町村の小・中学校に通学しているお子さんもいます。そういったお子さんがもし無償化でない自治体の児童生徒の場合は、どのように対応するのか。そして何よりこの継続して行っていくための財政負担の課題、先ほど椎塚委員から人件費の話もありましたけれども、それ以外にも、今後、国でやっている年収の壁などの変化によっては、市長の最初の初日のお話では14億円の減収見込み、そのあとの一般質問でそのあと精査すると、それでも3億5000万の減収という話がありました。物価高や燃料費の高騰というのは家庭だけではなく、市の運営にもすごく影響がありまして、公共施設でも電気代もガス代も本当にかかっていますよね。人件費だけではなくて、本当にこの財政費負担をどのように賄っていくか、他にも、市民のサービスはたくさんあります。どこを削っていくかをしっかりと精査して課題を整理して進めなくてはならないと、私は考えております。

給食費無償化は、本当に保護者にとっては喜ばれることでもありますし、本当に1日も早くやっていただきたいという思いはありますけれども、社会的・経済的・教育的な観点から見ても、先ほど申し上げました通り課題もたくさんあります。複雑な問題になっております。無償化に伴うメリット・デメリットをしっかりと理解して検討していくことが重要になって参ります。給食費の無償化は、茨城県内でもどんどん広がってはおりますけれども、現実的にその地域間での格差も生じております。子どもたちが、全国どこにいても平等であるべきでありますし、住んでいる場所によって、給食の費用であったり、クオリティに差が出てくることは、決してよくないことだと考えております。自治体にとって給食制度の格差が生じないよう、全国すべての学校給食費を無償化するため、国が自治体への財政措置を行うべきと私は考えております。

今回の請願については、請願事項の2を特に強く要望して、賛成とさせていただきたいと思います。

○山村委員長

他にご意見ございますでしょうか。大野委員。

○大野委員

龍ヶ崎小中学校の学校給食費無償化を求める請願書、請願の趣旨、最もなご意見だと思います。賛成いたします。

○山村委員長

山崎委員。

○山崎委員

私もこの当市の小・中学校の学校給食の無償化に求める請願については、採択したいと思います。と言いますのも、先ほど椎塚委員からお話しありましたように、この無償化に係る経費は約3億5000万というようなことでした。この財源をどうするか、捻出するかということは、まず国と県の動向を注視しながら、この請願については進めていくべきだと思います。慎重に対処してもらうような形になると思うんですけども、給食の無償化については、私は採択したいと思います。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

この請願については、誰も反対できないのではと考えております。その理由は、学校給食が全国的にも、また、茨城県下においても完全無償化が広がっているという事実です。当市の児童生徒が取り残されるということは考えられません。本来こういったセーフティネットも兼ねる機能と、その享受は全国一律でなければならないと考えています。各自治体において差があってはならな

い。そういったことを重く受けとめたいと思います。

よって私は賛成いたします。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤委員

私からも意見というか、そもそも反対することなく、当然大賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

私も小学生と中学生の子供がおります。今皆さんのご意見の中で、この財源の話に少し懸念のあるような思いもお聞きしましたけれども、そもそもこの請願の内容を、その書き方云々というよりも、龍ヶ崎市が独自に取り組むべきという問題よりも、他の地域でも多くの自治体がすでに広がりつつあるという中で、本市がいまだに取り組んでいなかったことの方が私は問題だと考えております。先ほどもご意見の中にありましたけども経済格差の問題で地域の格差もあってはならないと、そういった言葉があって親ガチャとか、今言われてしまう時代で、地域ガチャなんて思われてしまっても、当市が今後、若い世代の方々への市民サービスを推し進めている中でも、なぜ今まで、逆にこの学校給食費無償化をしてこなかったんだろうかと、そういった思いが本当に僕も強く思っておりますし、付け加えさせて言わせていただきますと、私の親世代の周りの方々に聞いても、逆になぜ龍ヶ崎でやらないのかと。そういった視点で見られていることがほとんどだと思います。これはもう肌感覚でも感じているところです。予算の財源ですとか、そういった難しい話は、市民の皆さんからすれば、なかなか理解しがたいことかもしれません。しかし、削るべきところは削って予算に充てればいいじゃないか、そういった思いが強く出てる請願だと思いますので、私はもう何の反対も懸念もなく、大賛成の立場で表明とさせていただきます。

○山村委員長

委員の皆様全員からご意見いただきました。ありがとうございます。この請願に関しては、皆さん、賛成というか、一部財源について、ちょっと懸念するところがあります、というところでした。

それでは、令和6年請願第4号、龍ヶ崎市立小中学校の学校給食費無償化を求める請願書につきまして、採択とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。よって、令和6年請願第4号は採択とすることに決しました。

それでは議案の審査に入ります。議案第3号、龍ヶ崎市私立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。中村教育部長。

○中村教育部長

それでは議案書4ページをお開きください。

議案第3号、龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてです。これは令和9年4月1日に開校を予定しております、仮称長山中学校区義務教育学校の名称につきまして、公募を経まして、別表第3の通り北竜台学園とするものです。なお、同条例につきましては、令和6年第1回市議会定例会におきまして、建設工事に係る補助申請等の事前手続きのため、仮称長山中学校区義務教育学校の名称に一部を改正し、公布はしているものの、その施行につきましては、令和9年4月1日としていることから、施行前の条例の改正ということで、題名につきましては一部を改正する条例の一部を改正する条例となっております。

また、北竜台学園の名称につきましては、公布の日から改正されますが、元の一部改正条例については、先ほど申し上げました通り、令和9年4月1日から施行することとなっておりますので、

あくまでも令和9年4月1日から、正式な名称となります。説明につきましては以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。杉野委員。

○杉野委員

北竜台学園ということですが、名称の決め方っていうのはどういう手順でなされたのか。それからもう1つは、学園っていうのが最後に学園で出てきてますね。それが一般的なのか、その辺のことだけ教えてください。

○山村委員長

名島教育総務課長。

○名島教育総務課長

はじめに決め方についてでございます。今回3校の統合ということで、各小・中学校のPTAの代表、松葉、長山地区の地元協議会の代表の方々、あとは学校長と教頭、合計19名で構成する統合準備会というものを立ち上げまして、今後の統合に向けて決めていかなければならないことが様々ございますので、そのご意見をいただく場として設けたものでございます。この協議の中で、新しい学校の名称の決め方は、広く公募することがいいということで、ここの協議会の中で公募することになりました。その公募の結果、北竜台を含む校名の割合が一番多くて、北竜台義務教育学校、北竜台学園、北竜台小中学校という組み合わせの中から、最終的に北竜台学園を校名案と決定したものでございます。

続きまして学園という名称ですが、県内でも何々義務教育学校、何々学園、何々小中学校という決め方が一般的であると認識しております。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

よくわかりました。ありがとうございました。

○山村委員長

他に質疑等ございませんか。別にないようですので、採決いたします。議案第3号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第4号、龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

議案書5ページでございます。議案第4号、龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてです。今回の改正は、本条例の元となる茨城県の医療福祉費支給制度、通称マル福に関し、所得制限の範囲の基準として、引用している国の政令が改正されたことに伴うものです。県の制度改正の理由として、現マル福制度の支給を受けている方に影響が及ばないようにするためとしております。本条例についても、県と同じく、所得制限の範囲の基準について、国の政令を引用していることから、県と同様に改正しようとするものです。具体的には、条例第5条第1項第1号で規定する妊産婦マル福の所得制限の範囲は、児童手当法施行令の改正及び、第3号で規定する重度心身障害者等マル福の所得制限の範囲は、特別児童扶養手当法施行令の改正により、それぞれ解釈上の変更が生じ、支給に影響することから、今回の国の政令改正前

の条文を引用するなどの所要の改正をするものです。併せて第2条第1項第5号の条文中で必要な文言修正を行っております。

なお、本条例付則にて、施行期日に関し、妊産婦マル福に係る部分は、令和6年6月1日から、重度心身障害者等マル福に係る部分は、令和6年8月1日からとしております。いずれも、遡及適用でございます。この理由ですが、まず、妊産婦マル福につきまして、条文中で引用している、児童手当法施行令の今回の改正の施行期日が令和6年6月1日であること。同様に、重度心身障害者等マル福に係る部分につきましても、条文中で引用している特別児童扶養手当法施行令の今回の改正の施行期日が令和6年8月1日であることから、改正前の政令に準拠するため、明記したものでございます。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。議案第4号、本案は原案の通り了承することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第5号、龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

議案書8ページをお開きください。

議案第5号、龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。こちらは、同条例第5条におきまして、八原保育所への入所を制限することができるものとしております、感染症、その他、悪質な疾患を有する者、心身が虚弱で集団保育に耐えない者、精神病または悪癖を有する者について、これらの障害や疾病等を理由とした入所制限を撤廃し、社会的障壁を除去しようとするものでございます。

さらに、八原保育所において保育を受けることができる資格を有する者として、子ども子育て支援法第19条第2号及び第3号に定める保護者の労働、または疾病、その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な満3歳未満、及び満3歳以上の小学校就学前子どもとする条項に改めるものでございます。また、改正する条例は、付則におきまして公布の日から施行することといたしております。

○山村委員長

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。議案第5号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は、議案と了承することに決しました。

続きまして、議案第6号、龍ヶ崎市さんさん館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例について執行部から説明願います。荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

議案書9ページをお開きください。議案第6号、龍ヶ崎市さんさん館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、さんさん館の設置及び管理に関し必要な事項を定め、もって、子育て支援の推進に資することを目的とする条例になります。当該条例で定めております、子育て支援センターの開館時間及び休館日につきまして、市条例の一部を改正するものです。

改正内容といたしましては、毎月1回、土曜日の午前に臨時的な開館を実施して参りましたが、令和7年4月から毎週土曜日の午前を通常開館とするため、開館時間に土曜日午前9時から正午まで、休館日を子育て支援センターとその他サービスとに分けて、新たに規定をするものです。施行日につきましては令和7年4月1日とするものです。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。久米原委員。

○久米原委員

試験的に土曜日を月に1回やっていただいていたということで、平日と比べての利用状況をお聞かせください。

○山村委員長

蔭山こども家庭課長。

○蔭山こども家庭課長

土曜日の利用状況になります。平日と比べて利用者数につきましては、ほぼ同様の数で推移はしておりました。違いとしましては、お父さんとお子さんの利用が土曜日は比較的多いといったところがございます。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

ありがとうございます。お父さんが連れてくるケースが増えたということで、なんかすごいなと思っていました。毎週やっていただけるということで、すごいなと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○山村委員長

他にありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第6号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第7号、龍ヶ崎市駅前こどもステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

議案書11ページをお開きください。議案第7号、龍ヶ崎市駅前こどもステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、駅前こどもステーションの設置及び管理に関し必要な事項を定め、さんさん館と同様に子育て支援の推進に資することを目的とする条例になります。当該条例で定めております、提供サービスの内容や、開館時間、休館日につきまして、市条例の一部を改正するものです。

改正内容といたしましては、令和7年3月末で廃止を予定しております送迎ステーションに関する規定を削除し、子育て支援センター事業に加え、西部地域にお住まいの方をターゲットとした、生後6ヶ月から3歳までの児童の一時預かりサービス事業、リフレッシュ保育の実施に関して、新たに規定をするものです。

開館日は、子育て支援センターが月曜日と金曜日、土曜日の週3日間、リフレッシュ保育が、火曜日、水曜日、木曜日の週3日間としております。施設の面積が広くないため、子育て支援センター事業と一時預かりサービス事業を同時に行わず、曜日を分けることで、安全性を確保いたしました。

開館時間は、両サービスともに、午前10時から午後4時までになります。

休館日につきましては、これまで通り、日曜日及び祝日等の休日、12月29日から翌年1月3日までとなります。開館日となります月曜日から土曜日までの6日間につきまして、週中の火、水、木曜日を一時預かりサービス事業のリフレッシュ保育、それ以外の曜日の月、金、土曜日を子育て支援センターとした理由につきましては、利用状況等に応じて決めたところでございます。

また、リフレッシュ保育の使用料は、さんさん館のリフレッシュ保育使用料と同額、2時間まで300円、2時間を超えて30分増すごとに150円とするものです。施行日につきましては令和7年4月1日とするものです。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。伊藤委員。

○伊藤委員

1点だけ、今までの利用状況だけ教えてください。

○山村委員長

海老原保育課長。

○海老原保育課長

利用状況ですが、これ送迎の部分も含めてよろしいでしょうか。令和5年度の利用状況を、お答えさせていただきます。送迎の部分、実際の利用者は20人となっております。令和6年度につきましては、昨年度からの継続した利用者が13人、新規で利用されている人が5人の合計18人となっております。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

送迎の部分はわかったのですが、実際に保育しているところはどんな状況だったんですか。

○山村委員長

海老原保育課長。

○海老原保育課長

こちらの方につきましては、令和4年度の実績でお答えさせていただきますと、開館日数が285日、保護者の利用者が955人、児童の利用者が1235人、これ延べ人数となっております。

○山村委員長

他にありませんか。久米原委員。

○久米原委員

今利用状況もお聞きして、送迎ステーションはちょっと残念なところで、新規でも5人いらっ
しゃったということで。これでもう終わってしまうとの説明があったけれども、使いたってことで
利用されていたのかなと思うんですけれども、これはちょっと残念なことではあります、それに代
えて保育ルームも今度作って、子育て支援センターも行うと、そのまま継続でやるってことで、
利用者が子育て支援の方も多かったんですけど、その開設が、結局人数のキャパの状況で、日に
ちを分けなきゃいけないということで、日数が減ってしまうので、そういったところで、きっと利用さ
れた方にご不便かけないかなという心配と、あと保育ルームに関してもこれから新しい事業です
ので、もしかしたら、利用者が火水木だけだと、曜日が決まっていると、預けるわけですから用事
があったりとかそういう状況の中で、ちょっとご不便をかけちゃったりもするのかなってという部分で、
この先ほど曜日を決めたのは利用状況で決めたってということだったのですけれども、これから周
知とか、あと状況見ながら変えていくっていう検討もあるのかお聞かせください。

○山村委員長

蔭山こども家庭課長。

○蔭山こども家庭課長

まず初めに利用者に対する、今回曜日で分けする決定の過程ですけれども、午前と午後で
半々でサービスをするとか、そういった検討とかも現場の委託事業者との意見聞きながら、また
先ほど部長からも説明ありましたけども、利用状況、そういったものを見ながら検討しまして、そ
れで最終的に利用する方にとって、この曜日、例えば1日おきとか、そういった形にすると逆に利
用する方が、曜日を混乱されるといった懸念もございました。一定の曜日を固定することで、当面
の間は、まず、あそこの事業所がそういう利用だっていうのが浸透していく。そういった目的で、
週中の3日と、その外という形で今回分けさせていただきました。

また時間等につきましては、今現在の利用の時間帯、10時から午後4時までとさせていただい
ておりますけれども、こちらの時間帯につきましては、さんさん館は実際9時から4時までと、1時
間長いといったこともございますので、統一させるか、しないかにつきましては、今後来年4月以
降、利用状況とかですね、利用している方のニーズ伺いながら、今後検討していければというふう
に考えております。

○山村委員長

他にありませんか。海老原保育課長。

○海老原保育課長

先ほど利用者の人数を報告させていただきましたが、令和5年度につきましても数字がわかり
ましたのでご報告をさせていただきたいと思います。開館日数が293日、保護者の参加が1414
人、児童数が1564人となっております。これ年間の延べ人数となっております。

○山村委員長

他にありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第7号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第8号、龍ヶ崎市保健センター設置条例の一部を改正する条例について執行

部から説明願います。足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

議案書15ページです。

議案第8号、龍ヶ崎市保健センター設置条例の一部を改正する条例についてでございます。市役所保健福祉棟の整備に伴い、現在の保健センターが当該施設機能の1つとなることから、龍ヶ崎市保健センター設置条例に規定する保健センターの位置を、現在の龍ヶ崎市馴馬町2855番地から、新たに市役所保健福祉棟の所在地である龍ヶ崎市3543番地に変更しようとするものでございます。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。久米原委員。

○久米原委員

毎回役所に来ると、そろそろでき上がってくるなと思いながら、楽しみにしていますけれども、もしわかりましたら、市役所の1階の福祉部門も保健福祉棟に移ると思うんですけれども、その移動のスケジュールというか、市民の方も気になると思うんです。その辺お聞かせください。

○山村委員長

大久保健康増進課長。

○大久保健康増進課長

所管が管財課になるので、我々の所管ではありませんが、庁内関係課で検討会議を設けていまして、その中で共有している部分は、3月の29、30日で、全体的な引っ越しをさせていただいて、3月31日に仮オープンといいますか、正式なオープンが4月1日ということになっていまして、それに合わせて順次、できるところから引っ越ししていくような形で今のところ、そういう説明を受けています。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

そうですね、管財課かなと思ったんですけど議案が上がっていますし、この福祉部門は来庁者も多いと思うので、混乱もあっていけないのかなと思います。あとこれも管財課かなと思いますけど、あのスペースが空いてしまうので、次どんなふうにするかは市全体で把握されてるのかわかりますか。

○山村委員長

藤ヶ崎福祉部次長。

○藤ヶ崎福祉部次長

新保健福祉施設の供用開始後においては、本庁舎1階の北側から、福祉総務課、こども家庭課、それと保育課の3課が移動することになっております。

議員ご質問の1階北側の活用ですけども、おっしゃられる通り総務部の方の管轄になりますので、現在検討を進めている段階でございますけども、まだはっきり決まっていないということで伺っております。

○山村委員長

他にありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第8号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案通り了承することに決しました。

続きまして、議案第9号、龍ヶ崎市立図書館に係る指定管理者の指定について、執行部から説明願います。中村教育部長。

○中村教育部長

それでは議案書16ページをご覧ください。議案第9号、龍ヶ崎市立図書館に係る指定管理者の指定についてです。

これは龍ヶ崎市立図書館に係る指定管理者の指定期間が、令和7年3月31日をもって満了となるため、指定管理者選定委員会への諮問・答申を経まして、指定管理者候補者を選定したことから、地方自治法第244条の2第6項及び、龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第8条第1項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものです。

なお指定管理者となる団体につきましては、図書館流通センター・アビック共同事業体です。指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。山崎委員。

○山崎委員

先般、金剛寺議員から、議案第9号の質疑がありまして、それで図書館流通センター・アビック共同事業体が評価された、新たな提案内容についてということで質疑がございました。その中で、答弁によりますと、評価された理由としては4つ挙げられました。

その中で、まず1点の移動図書館についてその貸し出しが、どのようなものなのか、ちょっとイメージができませんので教えていただければと思います。

○山村委員長

松崎文化・生涯学習課長。

○松崎文化・生涯学習課長

移動図書館は軽トラックの貨物部分が書棚となっている車を、例えば龍ヶ岡公園など地域の方が多く集まる場所、こちらを巡回しまして貸し出しなどのサービスを提供するものでございます。子どもを中心に住民と本の出会いのきっかけを生み出すというねらいでございます。

○山村委員長

山崎委員。

○山崎委員

新たな提案で、今のところは提案ということですが、なかなか新たな提案で素晴らしいと思います。あともう1点ですが、これは市立の図書館にカフェテラスを設けるということですが、どのようなカフェテラスなのか、規模的なものもあわせてお願いいたします。

○山村委員長

松崎文化・生涯学習課長。

○松崎文化・生涯学習課長

山崎委員がおっしゃるカフェテラスというイメージではなくて、カフェスペース、分館にはあるんですが、カップ式のコーヒーマシーン、コーヒの自動販売機、そちらを設置しまして、100円、200円でカップが出てきて、そこにコーヒが注がれるようなイメージですが、カフェが入るわけではなくて、自動販売機を設置しまして、利用者がコーヒなどを飲みながら、図書館の本や雑誌

を読みながら楽しむということを目的にカップ式のコーヒーマシンを設置するという予定でございます。

○山村委員長

山崎委員。

○山崎委員

私のイメージでは10年前ですかね、佐賀県の武雄市の図書館に視察に行ったことありまして、伊藤委員もご存じだと思いますが、そこでスターバックスが入ったり、そのイメージが強くて。是非とも、よろしくお願ひしたいと思います。

○山村委員長

他にありませんか。椎塚委員。

○椎塚委員

ちょっと1点だけ聞かせてもらいますけど、今回のプロポーザルで図書館流通センター・アビックですけど、今回落とした金額、プロポーザルの金額と前回市役所が落とした金額と、もちろん差があると思いますけども、その辺の金額の差っていうのはわかりますか。もちろんプロポーザルなんて金額で決まっているわけじゃないのはもちろん理解しているんですけども。ただ、今、人件費とか等々いろいろ上がっているのです。

○山村委員長

松崎文化・生涯学習課長。

○松崎文化・生涯学習課長

指定管理の提案額ですが、約40万程度の開きがあったということです。

○椎塚委員

聞き方が悪くて申し訳ありません。前回シダックスがプロポーザルで落とした金額と、今回TRCが落としたプロポーザルの金額の差額ってわかりますか。わかれば後で教えてください。

○山村委員長

他にございせんか。伊藤委員。

○伊藤委員

今までの職員はそのまま雇用に繋がるってことですけども、具体的な人数わかったら教えてください。そのままだ間違いなのか確認したいと思います。

○山村委員長

松崎文化・生涯学習課長。

○松崎文化・生涯学習課長

雇用につきましては、新しい指定管理者と詰めているところでございまして、なるべく前の指定管理者の職員を採用するのと、なるべく龍ヶ崎市民を採用するように、働きかけをしているところでございます。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

努力をなさっているということですけど、今まで働いていた人が辞めることがないように、是非ともそれはお願ひしたいと思います。

○山村委員長

私からもよろしくお願ひします。他にございせんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第9号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案通り了承することに決しました。

続きまして、議案第10号、龍ヶ崎市総合体育館(たつのこアリーナ)外16施設に係る指定管理者の指定について、執行部から説明願います。足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

議案書21ページから27ページに記載されております。

議案第10号、龍ヶ崎市総合体育館(たつのこアリーナ)外16施設に係る指定管理者の指定についてです。龍ヶ崎市総合体育館(たつのこアリーナ)外16施設に係る指定管理の期間が令和7年3月31日をもって満了となることから、指定館指定管理者の公募を行ったところ、たつのこまちづくりパートナーズ他1社から応募があり、プレゼンテーションを行うなど選考を行ったところです。龍ヶ崎市指定管理者選定委員会が選考を行い、次期指定管理者の候補を、たつのこまちづくりパートナーズとして答申をいただいたところです。たつのこまちづくりパートナーズは代表者をコナミスポーツ株式会社、構成員に、常陽メンテナンス株式会社、東洋グリーン株式会社、特定非営利活動法人クラブドラゴンズとなっております。

この度、地方自治法第244条の2第6項及び龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第8条第1項の規定に基づきまして、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする指定管理者を、たつのこまちづくりパートナーズにしようとするものでございます。

○山村委員長

執行部からの説明終わりましたが質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第10号、本案は原案通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案通り了承ということに決しました。

続きまして、議案第13号、令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第5号の所管事項について執行部から説明願います。荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

別冊1、議案書1ページをお開きください。

議案第13号、令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第5号についてでございます。この補正は、既定の歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ4億1207万2000円を追加し、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ330億9715万8000円とするものでございます。あわせて、繰越明許費、債務負担行為及び地方債についても補正をするものでございます。なお、各所管分の説明につきまして、人件費は主に時間外手当の調整などに伴います補正となりますので、説明を割愛させていただきますのであらかじめご了承ください。

また、債務負担行為につきましては、令和7年度当初より契約を履行するにあたり、令和6年度中に契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものとなります。

初めに、福祉部の所管事項についてご説明をいたします。6ページをお開きください。

第3表繰越明許費、補正の追加です。民生費の高齢者災害時避難行動要支援者名簿システム運用費につきましては、データ連携をする基幹系システムの標準化作業が令和7年10月に先送りとなったため、当該システムの改修について繰り越しをしようとするものです。

続きまして、7ページからは第4表債務負担行為補正の追加です。福祉部所管事項は10ページになります。4段目のふるさとふれあい公園土地賃貸借契約につきましては、今年度までは、期間を1年ごとの債務負担としておりましたが、事務手続きの簡素化を図ることをなどを目的に、今回から固定資産評価額改定の年に合わせての債務負担としております。次の地域活動支援センター運営業務委託契約以降、下から3番目の八原保育所設備管理業務委託契約まで、13件の契約及び、11ページの上から6段目、電子母子手帳サービス利用契約、その下の出産子育て応援パスポート事業運営業務委託契約が福祉部所管となり、このうち新規の債務負担の業務はございません。

18ページをお開きください。歳入でございます。

1段目の箱、さんさん館保育ルーム使用料です。こちらは、利用者数の増加見込みによる、使用料の増額です。

次の箱です。障がい者自立支援給付費、その下の障がい児施設給付費です。いずれも歳出の扶助費の不足見込み額の補正に伴い、国2分の1の歳入を見込むものです。

次の箱、上から2番目、子ども子育て支援事業費、児童虐待防止対策事業分です。こちらは、家庭児童相談員の人件費に対する国からの補助について、国の児童虐待防止対策事業費補助金から、当該事業へ組み替えとなったことによる補正でございます。

その下、児童虐待防止対策事業費です。こちらは、令和6年度から家庭児童相談員の人件費が当該事業の対象でなくなったことから減額するものです。

その下、子ども子育て支援事業費、子育て世帯訪問支援分です。こちらは、産前産後家事支援事業における事業費について、国の子育て世帯訪問支援事業費補助金からの組み替え分です。

その下、母子保健医療対策等総合支援事業費です。こちらは、産後ケアの利用者増により、増額補正をするものです。

次のページ、19ページです。1番目、障がい者自立支援給付費、その下の障がい児施設給付費です。いずれも歳出の扶助費の不足見込み額の補正に伴い、県4分の1の歳入を見込むものです。

次の箱で、子ども子育て支援事業費、児童虐待防止対策事業です。こちらは、国庫補助金と同様、県補助金につきましても変更となったことに伴い、組み替えを行うものです。

その下、母子保健児童福祉一体的相談支援機関運営事業費です。こちらは、子ども家庭センター運営に要する人件費について、令和7年度開設を予定していることから、皆減をするものです。

その下、子ども子育て支援事業費、子育て世帯訪問支援分です。こちらは、国庫補助金同様、産前産後家事支援事業について、組み替えを行ったものです。

その下、子育て世帯訪問支援事業費です。こちらは、産前産後家事支援事業について、子ども子育て支援事業費への組み替えにより皆減するものです。

25ページをお開きください。歳出です。

中段の障がい者福祉事業、その下の障がい者災害時避難行動要支援者避難支援事業です。この2事業の役務費につきましては、本年10月からの郵便料金改定に伴い、不足が見込まれる郵送料の増額です。

その下の障がい者自立支援給付事業です。こちらは前年同期と比べ、重度訪問介護や就労継

続支援に対する給付費が増加しており、執行状況から、扶助費の不足が見込まれるため、増額するものです。

次のページ26ページをお開きください。一番下から3番目の児童発達支援事業特別会計繰出金です。こちらはつぼみ園職員の人件費の調整に伴う一般会計からの繰出金です。

その下、リフレッシュ保育運営費です。こちらは、利用者増加による、保育士の勤務時間数増加に伴う人件費の不足見込みを増額するものです。

その下、学童保育ルーム管理運営費です。こちらは保育ルームでの活動中に生じる児童の事故を保障するためのスポーツ安全保険の加入手続きや、掛け金の徴収、保険請求など、当該保険に係る一切の業務を、令和7年度の利用者分から保育ルームの委託業者に委託するもので、その委託料を増額するものです。

次のページ27ページに移ります。1番目の支援対象児童等見守り強化事業です。こちらは、明治安田生命からの寄付金を活用し、当該事業を利用している児童生徒の物品購入に要する費用について、増額補正をするものです。

その下、障がい児施設給付事業です。こちらは、障がい児施設数及び利用者の増加に伴い、給付費の不足が見込まれるため、扶助費を増額するものです。

2つ飛びまして、八原保育所管理運営費です。こちらは八原保育所の保育室におきまして、児童の声が壁や天井に反響することにより、保育士の声が児童に届きにくいなどの課題があるため、天井に吸音材を貼りつけるための改修工事を実施するものです。

1つ飛びまして、生活保護適正実施推進事業です。こちらは、10月からの郵便料金改定に伴い、不足が見込まれる郵送料の増額です。

その下、災害援護事業です。こちらは、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金の県への償還金額の確定に伴う不用額を減額するものです。

次のページ28ページをお開きください。上から6番目、たつのこタッチ運用費です。こちらは、現在利用している電子母子手帳に妊産婦オンライン個別相談システムを設定するため、委託料を増額補正するものです。

その下、出産子育て応援交付金給付事業です。こちらは、過年度の実績報告に伴う、国庫支出金の返還金です。

その下、産後ケア事業です。こちらは、1歳未満の乳児を対象とした事業で、宿泊型、日帰り型、訪問型のいずれも、利用者の増加により、委託料の不足が見込まれるため、増額するものです。

その下、マタニティータクシー助成事業です。こちらは、妊婦健診時、出産のための入院時、産後の退院時等にタクシーを利用する利用者数の増加により、委託料の不足が見込まれるため、増額補正するものです。

福祉部所管の説明は以上でございます。

○山村委員長

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

続きまして、健康スポーツ部所管事項について説明します。6ページをお開きください。

はじめに、第3表、繰越明許費補正です。4番目の保健センター解体事業です。保健福祉棟の整備、竣工に合わせて、不要となる現保健センターの土地を早期に土地所有者2名に返却していくため、建物の解体、原状復帰等を行うものです。その工事費として9900万円を計上し、本年度から令和7年度の2ヵ年の事業となることから、繰越明許費を設定するものです。

一番下、たつのこスタジアム管理費です。たつのこスタジアムの照明設備改修工事にかかる部

品等調達に期間を要するため、繰越明許費を設定するものです。

次に、第4表、債務負担行為補正です。10ページ上から6番目、高齢者いきいき活動支援事業業務委託契約。同じページの一番下、予防接種事故賠償補償保険等加入に係る申し込み、続いて11ページ、1行目、小児医療、オンライン相談サービス利用契約から5番目の、後期高齢者健康診査受診券等作成及び、封入封緘業務委託契約まで、その4つ下、定期予防接種に係るワクチン購入費、最後に下から6番目の保健センター土地賃貸借契約、以上、9件が健康スポーツ部所管となります。いずれも令和7年度当初から履行するために、令和6年度中の契約が必要なことから債務負担行為を設定するものでございます。

この中で、小児医療オンライン相談サービス利用契約は、新規事業でございます。子育て中の保護者が、夜間等の子どもの急な体調の変化等に際し、インターネットを介した24時間365日対応の小児医療相談事業であり、来年度当初から運用開始を予定しております。

また、高齢者いきいき活動支援事業業務委託契約は、元気サロン松葉館の運営にかかる費用のうち、一般会計に65歳未満利用者分として、費用の5%を計上し、95%は介護保険事業特別会計に計上しております。

同様に、健康講座開設業務委託契約は、まいん健康サポートセンターで開催する健康講座委託料について、一般会計に10%、介護保険事業特別会計に90%を計上し、健康マイレージシステム利用契約は、一般会計に50%、介護保険事業特別会計に50%を計上しております。

次に、14ページ。第5表地方債補正です。保健センター解体事業に要する起債です。事業費の90%を計上しております。

次に歳入です。18ページ、2番目の箱の一番下、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費です。こちらの給付費につきましては、新型コロナワクチン接種後における副反応疑いにより、健康被害救済制度の申請を出された方のうち、本年度、新たに厚生労働省より認定を受けた方、1名分の医療費と医療手当の合計に対する負担率10分の10の国庫負担金になります。詳細は歳出において説明いたします。

次の箱、下から3番目、感染症予防事業費、感染症対策費分です。こちらの事業費につきましては、令和5年4月1日にHPVワクチン9価が新たに追加されたことに伴い、マイナンバー副本登録に係る健康管理システム改修費に対する補助率3分の2の国庫補助金になります。

次に、歳出です。25ページ、2番目の箱の3番目、国民健康保険事業特別会計繰出金及び、一番下の介護保険事業特別会計繰出金、26ページ、一番上、後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましては、特別会計への繰出金です。

2番目、医療福祉事業単独分は、令和6年度の通称マル福の市単独分の給付費が、現予算を上回る見込みとなったことによる増額補正です。

28ページ。4番目、まいん健康サポートセンター管理運営費は電気料の値上げにより、今後、電気使用量の不足が生じることから、本年度の実績と今後の使用量を見据え、増額補正するものでございます。

下から2番目、小児定期予防接種事業です。主な増額理由として、予防接種法に基づく、小児定期予防接種に係る12種類のワクチンのうち、子宮頸癌HPVワクチンのキャッチアップ接種が令和6年度末をもって終了することに伴い、駆け込み接種が大幅に増え、当初見込んだ接種者数の想定を超える件数となりました。また、令和6年4月1日に、5種混合ワクチンが新たに追加されたことに伴い、ワクチン購入費が大幅に不足する見込みとなったことが要因でございます。

一番下、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付事業です。歳入でも説明しましたが、新型コロナワクチン接種後に、てんかん発作脳炎疑いの発症により、入院及び通院による治療を受け

た方1名が、厚生労働省より、当該予防接種が当該疾病の原因となった可能性が否定できず、通常起こり得る副反応の範囲を超えているとの理由により、認定を受けたもので、その方の令和4年8月から令和6年6月までの期間における医療費と医療手当の合計を支給するものでございます。

29ページ。上から2番目、保健センター管理運営費、保健福祉棟の整備に伴い、現保健センターにおける廃棄備品等のうち、家電リサイクル法に規定されるテレビ等の家電製品の処分に係るリサイクル料金2万3000円を計上するものです。

次の3番目、保健センター解体事業は、保健福祉棟の整備竣工に合わせて、不要となり、現保健センターの土地を早期に土地所有者2名に返却していくため、建物の解体、原状復帰等を行うものです。工事費として9900万円を計上しております。本年度から、令和7年度の2ヵ年の事業で、繰越明許費を設定しております。

飛びまして36ページ。2番目、スポーツ振興費です。スポーツの全国・国際大会出場者への激励金の不足が見込まれるための増額です。財源につきましては教育振興基金を充当いたします。

その下、総合運動公園等管理運営費です。たつのこアリーナ管理費は、発券機システム設定費等を予定しておりましたが、指定管理者との協議により、新札の普及状況をかんがみ、現状においては窓口での両替が可能なおことから、令和7年4月から新札対応機種を更新することとしたため減額するものです。たつのこスタジアム管理費は、たつのこスタジアムの照明設備について、落雷の原因と予想される設備不良のため、改修工事を実施するものです。なお、改修に係る部品調達に期間を要するため、あわせて繰越明許費を設定しております。健康スポーツ部は以上でございます。

○山村委員長

中村教育部長。

○中村教育部長

それでは続きまして教育委員会所管事項についてご説明をさせていただきます。

まず初めに7ページをご覧ください。第4票、債務負担行為の補正になります。教育委員会所管事項につきましては13ページとなります。

13ページで上から6段目の枠で、学校災害賠償補償保険等加入に係る申し込み、こちらから14ページの上から3段目の枠までで、学校給食センター管理に係る業務委託契約までの17案件となります。なお、いずれも例年通りの内容となっております。

続きまして歳出となります。34ページをご覧ください。2番目の枠で、右側の欄で、上から3番目の丸印で、大宮小学校・龍ヶ崎小学校統合準備事業です。これは、大宮小学校と龍ヶ崎小学校の統合に伴い、令和7年3月に大宮小学校から龍ヶ崎小学校へ、重機を運搬するための委託料を増額するものです。

その下の丸印です。小学校のICT支援員配置事業です。これは小学校に配置しているICT支援員に係る委託料で、契約差金305万4000円を減額するものです。

次に、3つ下の丸印で、中学校管理費です。これは施設の維持のための修繕料に不足が見込まれることから、233万8000円を増額するものです。

その下の丸印で、中学校運営費で、長山中学校運営費から龍ヶ崎中学校運営費まで、4年に1度の教科書採択替えに伴い、教師用指導書、デジタル教科書利用料79万3000円を増額いたしまして、冊子の指導書調達に係る事業費51万5000円を減額するものです。

その下の丸印です。中学校ICT支援員配置事業です。これは中学校に配置しているICT支援員に係る委託料で、契約差金238万9000円を減額するものです。

続きまして下の下の丸印で、図書館北竜台分館管理運営費です。これは光熱水費に不足が見込まれることから、22万8000円を増額しようとするものです。

その下の丸印で、歴史民俗資料館運営費です。これは、市まちづくり文化財団から、歴史民俗資料館に出向している職員2人分の負担金に不足が見込まれることから13万6000円を増額しようとするものです。

以上が議案第13号、令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第5号の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。後藤委員。

○後藤委員

すいません、私から1点だけです。28ページの一番下の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付事業について、先ほど聞きそびれてしまっていて、てんかん発作とかがあって入院とか通院をされていた方という話で、その医療費が令和4年8月から令和6年のいつまでかというのと、もうちょっと詳しく、改めてお聞かせください。

○山村委員長

飯倉医療対策課長。

○飯倉医療対策課長

令和4年の8月から令和6年の6月までの医療費とその手当ということです。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤委員

この方は今はもう完全に健康というか、復帰されているということでよろしいでしょうか。

○山村委員長

飯倉医療対策課長。

○飯倉医療対策課長

この方は仕事には復帰はされていますが、また通院は続いている形です。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤委員

どれぐらい通院されるぐらいの見込みですか。

○山村委員長

飯倉医療対策課長。

○飯倉医療対策課長

詳しくはわかりませんが、しばらくは続くものと考えております。

○山村委員長

他にございませんか。伊藤委員。

○伊藤委員

27ページの、八原保育所の工事請負費ですけど、具体的な内容を教えてください。

○山村委員長

海老原保育課長。

○海老原保育課長

こちらの方は、部長からも説明があった通り、教室の反響音が、児童や保育士に与える影響が

懸念されておりますから、吸音材を貼り付ける工事ですが、対象としている教室は、こちらの方は2歳児から5歳児まで、4つクラスがあるんですが、そのうち2歳児のクラス1つについて、試験的に吸音材を貼り付ける工事を行って、その効果等を検証して参りたいと考えております。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

検証ということでしたので、それによっては全部の部屋も補修工事をするってということですよ。それで、今まできつと部屋ができたときから、そういうことがあったんじゃないかなと思うんですけども、今までどんな意見があつて、遅くなったのか、この工事がもっと早くすべきだったんじゃないかなと私は思うんですけど、その経過について教えてください。

○山村委員長

海老原保育課長。

○海老原保育課長

今まで建物が変わっているわけではないので、今までもそういった響くような状況っていうのは継続していました。何かこう対策を、今まで代わりのものを取っていたのかということではなくて、やっぱり何となく我慢した部分というのものもあるかと思います。

その中で長年やっていく中で、やっぱり保育士もストレスが大分掛かってきているんだと思います。今回補正予算で、1つ試験的にやるのを計上させていただいたのは、今まで我慢していたものがあるんですが、ここで一応その対策として行ってみようかというようなことで、試験的に1つ改修工事をするような流れになりました。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

何かもっと早くできなかったのかなっていう思いがしますけども、検証はきちんとして、やらなくちゃいけないことはやっていただきたいなというふうに思います。

○山村委員長

他にありませんか。久米原委員。

○久米原委員

11ページが一番上、小児医療オンライン相談サービス新規事業、ネットで24時間365日相談ができるということで、今県でも電話で相談するのがあると思うんですが、またそれとは別に、ネットで相談できるものを、これは市でやるんですか。

○山村委員長

飯倉医療対策課長。

○飯倉医療対策課長

おっしゃるように県で＃8000とか、相談できるのはありますが、それとは並行して、市としても特に夕方とか、繋がりにくいとかというお話もありますんで、それと並行して市としてもやっていくということです。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

そうですね。なかなか繋がりにくいというのも県でやっていますので、市で独自でやっていただくことで、これはどこかに委託しているんですかね。どんな感じでしょうか。

○山村委員長

飯倉医療対策課長。

○飯倉医療対策課長

そういう事業をやっている事業者がございまして、そちらに委託して行うような形です。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

よりフォローができるっていう対策でやっていただけるってことなので、結構子どもって夜中に熱出すことも多いですし、何よりどこに受診していいかわからなかったりとか、病院も今、なかなか救急医療も難しかったりするので、きっとそういうアドバイスもしていただけるのかなと思いますので、わかりました。ありがとうございます。

では次は、28ページのマタニティタクシー助成事業の利用者が増えているということで、助かっているんだなあと思いながら、お聞きしていたんですが、もちろんこれ健診の時と出産の時も含まれる。出産の時は、いろんな事態が生じますので、タクシーも今、普通にタクシーを利用されると思うんですけども、私たち公明党も妊婦さん向けのタクシーもやっていただけたらなっていう要望も出しているんですけど、実際にこの出産、もう産まれるっていう感じで、利用された方はいるんでしょうか。

○山村委員長

蔭山こども家庭課長。

○蔭山こども家庭課長

急を要する出産につきましては、利用はございません。事前に出産を予定されてらっしゃる日にちに合わせて、タクシーを利用されているというケースが出産に関して大半になります。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

わかりました。そうですね。健診のときに使ったりとか、でもこれ出産、女性はわかると思いますがいつ起きるかわかりませんし、そうなったときに、タクシーは多分躊躇しちゃうのかなって思ったりもしたので、今後妊婦さん向けのタクシーなんかも、検討していただけるといいのかなと思います。ありがとうございます。

○山村委員長

他にありませんか。中村教育部長。

○中村教育部長

先ほど私の説明の中で、教師用指導書デジタル教科書利用料、79万3000円と申し上げましたが、正しくは73万9000円の誤りでした。大変申し訳ありません。訂正させていただきます。

○山村委員長

他にありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

では別はないようですので、採決いたします。

議案第13号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第14号、令和6年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号について執行部から説明願います。足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

別冊1、51ページをお開きください。

議案第14号、令和6年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ211万8000円を追加し、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ71億8811万5000円とするものでございます。

54ページ、第2表債務負担行為です。4件の事業、いずれも例年通りの事業で、令和7年度当初から履行するため、令和6年度中の契約が必要なことから債務負担行為を設定するものでございます。

58ページ、歳入です。1番目の国民健康保険事業、職員給与費等繰入金は、職員給与費の補正等によるものでございます。

その下、財政安定化支援事業繰入金は、地方交付税措置による財政安定化支援事業繰入金の確定に伴う差額の補正です。

その下、国民健康保険支払準備基金繰入金は、補正予算には記載がございませんが、内容が3つに分かれます。

1つは、ただいまご説明いたしました、国民健康保険財政安定化支援事業繰入金の増額に伴い、その差し引きとして同額を基金繰入金から減額するものです。2つは、この後、歳出で説明いたしますが、茨城県国民健康保険給付費等納付金の一部返還金の財源としての繰入分、3つは、特定健康診査に係る職員給与費の増額補正の財源としての繰入分です。

以上の合計で今回は、7万2000円の減額補正となります。歳入は以上でございます。

続いて59ページ、歳出です。職員給与費につきましては割愛させていただきます。

一番下、保険給付費等交付金償還金は、令和4年度に龍ヶ崎市が交付を受けた国民健康保険特別調整交付金に関して、茨城県に対する一部返還分です。具体的には、社会保険被扶養者だった方が、国保に加入したときの保険税の減免に関し、所得割の還付限度額を超過した部分についても、特別調整交付金の交付を受けていたため、その超過分を返還するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第14号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案通り了承することに決しました。

続きまして、議案第15号、令和6年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算第2号について執行部から説明願います。荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

63ページをお開きください。

議案第15号、令和6年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算第2号でございます。この

補正は既定の歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ102万6000円を追加し、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ65億110万5000円とするものです。あわせて、債務負担行為については、令和7年度当初より契約を履行するに当たり、令和6年度中に契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

初めに、福祉部所管事項について、ご説明いたします。66ページをお開きください。

第2表債務負担行為です。福祉部所管事項は、中段の徘徊高齢者家族支援サービス事業業務委託契約から、一番下の認知症カフェ運営業務委託契約までの7件です。

70ページをお開きください。歳入です。1段目の箱、国庫補助金の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分は、福祉総務課及び健康増進課の所管事業に係る地域支援事業に関して、職員給与費の増加に対する国負担分の増額です。

その下の箱、県補助金につきましても、国庫補助金と同様に、職員給与費の増加に対する県負担分の増額です。

福祉部所管の説明は以上となります。

○山村委員長

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

続いて健康スポーツ部所管事項について説明いたします。66ページ、第2表債務負担行為です。1番目の介護事業所台帳管理システム保守業務委託契約からの7番目の介護給付費等費用適正化支援総合システム保守業務委託契約までが、健康スポーツ部所管となります。いずれも例年通りの事業で、令和7年度当初から履行するにあたり、令和6年度中の契約が必要なため、債務負担行為を設定するものでございます。

70ページ、歳入です。3番目の箱、介護保険事業職員給与費等繰入金です。一般会計の介護保険事業特別会計繰出金のうち、職員給与費分の受け入れ項目です。

その下、その他一般会計繰入金です。同じく、介護保険事業特別会計繰出金のうち、第1号被保険者への保険料還付金の不足見込み分の25万円の特別会計での受け入れ項目です。

その下、介護保険支払準備基金繰入金は、地域支援事業職員給与費を基金から繰り入れるものです。

その下、介護保険事業繰越金です。国庫支出金の返還に伴い、介護保険事業繰越金から充てられるための歳入補正となります。

次に、73ページ、歳出です。2番目の箱、第1号被保険者保険料還付金は、第1号被保険者への保険料還付金の不足見込み分になります。

その下、国庫支出金等返還金は、令和元年度の介護保険災害臨時特例補助金介護給付費財政調整交付金の再確定に伴う国庫返還金になります。内容としましては、東日本大震災による本市への避難者である減免対象者が令和元年度中に転出したことにより、一部返還するものです。説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第15号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第16号、令和6年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算第2号について執行部から説明願います。荒瀬福祉部長。

○荒瀬福祉部長

別冊2の議案書1ページをお開きください。

議案第16号、令和6年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算第2号でございます。この補正は既定の歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ62万円を追加し、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ1億1768万2000円とするものです。

4ページをお開きください。第2表債務負担行為です。つぼみ園の清掃業務委託契約、及び、集金業務システム利用契約について、令和7年度当初より契約を履行するにあたり、令和6年度中に契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

8ページをお開きください。歳入でございます。一般会計繰越金の総務管理費等繰入金、その下の児童発達支援サービス事業費繰入金です。こちらは、つぼみ園職員の職員給与費及びつぼみ園管理費に対する増額分を一般会計から繰り入れるものです。

次のページ歳出です。中段のつぼみ園管理費につきましては、需用費は灯油代及び電気料金の不足が見込まれることから増額するものです。役務費は電話料金の不足分、使用料及び賃借料は、プリンターのチャージ料の不足が見込まれる分の増額補正です。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第16号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第17号、令和6年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について執行部から説明願います。足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

別冊に、13ページをお開きください。

議案第17号、令和6年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号でございます。歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ7653万3000円を追加し、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ21億783万7000円とするものでございます。

16ページ。第2表、債務負担行為です。1件の債務負担行為の限度額を設定をしております。令和7年度当初から履行するため、令和6年度中の契約が必要なため、債務負担行為を設定をしております。

20ページ、歳入です。1番目。後期高齢者医療保険料特別徴収現年度分、2番目、後期高齢者医療保険料普通徴収現年度分、いずれも現時点での今年度の収入見込みを基とした補正でございます。特別徴収が500万円の減額、普通徴収が6600万円の増額、全体では6100万円の増

額としております。収入見込みが全体として増額となった要因といたしましては、後期高齢者医療制度の被保険者数の増加及び令和6年度の保険料率と賦課限度額の改正、引き上げの影響があると思われます。

その下、後期高齢者医療広域連合納付金繰入金は令和5年度の当該納付金の確定により、追加納付が生じたことによる増額分の繰り入れです。

その下、後期高齢者医療事業職員給与費等繰入金は、職員給与費の補正分の繰り入れです。

21ページ、歳出です。一番下、後期高齢者医療広域連合納付金は、補正予算には記載がございませんが内容が2つに分かれます。

1つは、後期高齢者医療保険料等納付金分です。こちらは市が徴収した保険料を広域連合に納付するものですが、先ほど補正予算歳入の冒頭でご説明した通り、今回は保険料歳入の補正を行っているため、それらの合計額に合わせてこちらも補正するものです。補正額は6100万円となります。

2つは、後期高齢者医療療養給付費等納付金分です。こちらは、先ほど歳入の中でご説明した、令和5年度の当該納付金の確定により、追加納付が生じた分の計上です。補正額は1504万円です。以上の合計が、今回の補正額7604万円となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。伊藤委員。

○伊藤委員

保険料が上がっているわけですが、この具体的な内容について、保険料率も上がっているのしょうから、具体的な中身について伺います。

○山村委員長

沼尻保険年金課長。

○沼尻保険年金課長

質疑の方でもお答えしていますが、改めてご説明申し上げます。

令和6年度は2年ごとの後期高齢者医療保険料の見直し年度に当たりまして、茨城県も改正がされました。保険料というのが、所得割率がありまして、こちらが令和5年度までの8.50%から9.66%へ1.16%引き上げられております。ただし、一定所得以下の方につきましては激変緩和措置として、令和6年度に限り9.66%でなく、9.0%とされております。

もう1つですが賦課限度額の引き上げも行われました。これが令和5年度までの年間最大66万円から80万円に14万引き上げられております。

こちら激変緩和措置がございまして、令和5年度以前から後期高齢医療に加入していた方につきましては、本来の80万円でなく73万円とされております。

○山村委員長

継続します。伊藤委員。

○伊藤委員

結局は保険料がこう上がっているということなので、私は反対します。

○山村委員長

他にご意見ございますでしょうか。杉野委員。

○杉野委員

1つだけ確認させていただきます。緩和措置があつて9%だというお話ありました。2年に1度ということですが、今後もこれはその傾向が、続くのでしょうか、その辺だけお知らせください。

○山村委員長

沼尻保険年金課長。

○沼尻保険年金課長

今後後期高齢の方々は人が増えていきます。一番保険料に影響するところが、診療報酬の改定です。これは国が決めることですので、それが上がれば、当然保険料も上がるでしょうし、下がれば下がるという関係あるかと思います。ちょっと難しいところではあるんですが、その辺国の動向に左右されるところが大きいかと考えております。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

わかりました。ありがとうございました。

○山村委員長

他にございますでしょうか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第17号、本案は原案通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」という者あり〕

○山村委員長

ご異議がありますので挙手採決いたします。

議案第17号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○山村委員長

賛成多数であります。

よって本案は原案通り了承することに決しました。

続きまして、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、和解に関することについて執行部から説明願います。足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

議案書33ページ、34ページです。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、和解に関することについてです。令和6年7月4日午後4時頃、龍ヶ崎市4264番地の1、龍ヶ崎市まいん健康サポートセンターの向かい側の駐車場において、下校途中の児童が蹴った石により、同施設の壁面ガラスを破損させた事故に関して、破損させた児童の保護者が本件事故により生じた損害のすべてを賠償することとする和解について、地方自治法の規定により専決処分を行ったことから、議会へ報告し、承認を求めようとするものでございます。説明は以上でございます。

○山村委員長

執行部からの説明ありましたが、質疑等がありますか。杉野委員。

○杉野委員

2つだけ。1つはこれ何年生でしょうか。それともう1つは、故意にやったのか、或いはふざけて無意識的に蹴ったのが当たったのか、その辺の状況についてお示してください。

○山村委員長

大久保健康増進課長。

○大久保健康増進課長

何年生っている部分は、やはり個人情報に当たるかと思いますので、一応高学年ということで。あと、故意かどうかということですけど、交差点のところの向かい側に砂利の駐車場がありまして、そこに碎石がこうあるんですけど、碎石の一部が横断歩道上に転がっていて、その横断歩道を児童が渡っている時に、たまたまそれが目にあったものを蹴ったということで、故意ではないということでございます。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

それでも100%親が負担するんですか。

○山村委員長

大久保健康増進課長。

○大久保健康増進課長

それに対しての過失割合っていう部分で、やはり市としての過失は当然ない話になるので、そういった部分で児童の親御さんの責任が課せられるということで、今回保護者の方に100%を負担していただくというようなことでございます。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

ちょっと違和感を覚えます。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

これ金額として幾らですか、わかれば教えてください。

○山村委員長

大久保健康増進課長。

○大久保健康増進課長

金額としては62万3,000円とかなり高額なものでして、保護者の方に負担していただくというのはどうなのかということで、教育委員会とも相談してPTAの保険が適用できないかという相談もさせていただいたなかで、保護者の入っている保険がなんとか適用できるということで、親御さんの負担となるのですが保険で対応ということになります。

○山村委員長

他にありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。

報告第2号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認することに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。